

西原村新型インフルエンザ等対策行動計画

令和8年 6月

目 次

I 総論

第1 計画の基本事項	
1. 作成の趣旨	2
2. 内容の位置づけ	2
3. 対象疾患	2
4. 見直し	2
第2 新型インフルエンザ等対策の基本方針	
1. 新型インフルエンザ等の特徴	3
2. 村行動計画における発生時期区分の取り扱い	3～4
3. 対策実施上の留意点	4～5
4. 過去の状況と実績	5～6
5. 人口動態	7
6. 対策推進のための役割分担	8～9

II 各論

第1 実施体制	
1. 準備期	10
2. 初動期（村対策本部）	10～12
3. 対応期	12～13
第2 第情報提供・共有・リスクコミュニケーション	13～14
第3 まん延防止	14
第4 ワクチン	
1. 準備期	14～16
2. 初動期	16
3. 対応期	16～18
第5 保健	18
第6 物資	18
第7 住民の生活及び地域経済の安定確保	
1. 準備期	18～19
2. 初動期（村対策本部）	19
3. 対応期	19
① 参考資料「西原村新型インフルエンザ等対策本部条例」	20

I 総論

第1 はじめに

1. 作成の趣旨

平成25年（2013年）に新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）が施行され、本村においては、平成25年に新型インフルエンザ行動計画を策定し、対策をおこなうこととしていました。

しかし、令和2年（2020年）1月に国内初の新型コロナウイルス感染症が確認されたのち、ほとんどの人が免疫を獲得していないため全国的に大流行し、その影響は本村にも及び大きな健康被害と小中学校の臨時休校、外出制限、就労制限、経済的影響を長期に受けました。また、重症者の入院等においては、県内の医療機関においても入院の順番待ち、自宅療養への不安、体調不良、予防接種の相談など、村内全域が新型コロナウイルス感染症まん延により、情報が錯綜するなど含め危機的な状況となりました。

このように、令和2～5年（2020～2023年）の4年間に及ぶ新型コロナウイルス感染症まん延防止対策にあたっては、国、県、村、近隣市町村、村民、医療機関、各種事業所等が一体となり危機的状況を乗り越えました。

この度、新型インフルエンザ等政府行動計画（以下「政府計画」という。）及び熊本県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県計画」という。）が改訂されたことにより、次の新型インフルエンザ等の発生に備え、発生時には感染拡大を可能な限り抑制し、村民の生命及び健康を保持するため、西原村新型インフルエンザ等行動計画（以下「村行動計画」という。）を改訂します。

2. 内容・位置付け

特措法第8条に規定する市町村行動計画として、県計画に基づき、本村における新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針等を示すものです。

3. 対象とする疾患

- ① 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症。
- ② 感染症法第6条第8項に規定する指定感染症（当該疾患にかかった場合の病状の程度は重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの。）
- ③ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの。

4. 見直し

最新の新型インフルエンザ等対策の検証等を参照するとともに政府計画及び県計画の見直しがあった場合には適切に変更を行います。

第2 新型インフルエンザ等対策の基本方針

1. 新型インフルエンザ等の特徴

(1) 特徴

これまで人に流行したことの無い新しい型のインフルエンザウイルスによって引き起こされる感染症であり、季節性インフルエンザと似た症状が出ることが多いものの、免疫を持っていない人が多いため、感染が急速に拡大し、重症化するリスクが高いとされています。

(2) 発生の予測や拡大の防止

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難です。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生し、感染が拡大した場合、村内への侵入も避けられないと考えられます。

(3) 村民の生命・健康や経済への影響

長期的に多くの村民が罹患するおそれがあるうえ、治療法が確立されるまで時間を要し、患者の発生が一定の期間に集中すると、医療機関の受入能力を超えるほか、働き手不足、事業所の休止、学校等の休校など村民の生命や健康、生活が大きな影響を受けることが考えられます。

2. 村行動計画における発生時期区分の取扱い

(1) 考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況に応じてとるべき対応が異なることから、あらかじめ時期区分を設け、各区分において想定される状況に対応できるよう方針を示すものです。時期区分については、県計画に準じ、次の3つの時期区分とします。

1) 準備期（平時）

新型インフルエンザ等の発生前に、予防や事前準備など平時の備えに取り組む期間。

2) 初動期

新型インフルエンザ等の位置付けられる可能性がある感染症を探知して以降、厚生労働大臣が新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表を行い、特措法に基づく熊本県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）が設置される。村においても西原村新型インフルエンザ等対策本部（以下「村対策本部」という。）の設置を検討し、初動対応を行う期間。

3) 対応期

国の基本方針等に基づく対策を講じ、特措法によらない基本的な感染症対策に移行するまでの期間。

※発生した新型インフルエンザ等の感染性、流行状況によっては、時期区分の期間は極めて短期間となる可能性もあり、必ずしも時期区分どおりに進行するとは限らない。地域における発生状況や医療提供等は様々であるため、村は県並びに近隣市町村の動向に沿って行動することとします。

(2) 時期区分の想定（熊本県行動計画より）

時期区分	想定される時期・期間
準備期 (平時)	新型インフルエンザ等の発生前に予防や事前準備など平時の備えに取り組む期間
初動期	国内外で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生して以降、主に次の対応が行われる期間 A) 厚生労働大臣による新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表 B) 特措法に基づく政府対策本部及び県対策本部の設置 C) 基本の方針を策定、実行されるまで
対応期	・県対策本部の設置後、基本的対処方針等に基づく対策を講じる期間 ・中長期的に複数の感染拡大の波が生じることを想定し、さらに4つのフェーズに区分 A) 封じ込めを念頭に対応する時期 B) 病原体の性状等に応じて対応する時期 C) ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 D) 特措法によらない基本的な感染症に移行する時期

3. 対策実施上の留意点

(1) 感染症危機に対応できる平時からの体制づくり

1) 村行動計画の参照と情報収集

- ① 県・近隣市町村との連携協力体制を構築します。
- ② 危機発生時の指揮系統を明確化します。
- ③ 感染症流行等情報を把握します。
- ④ 県、マスメディア、情報誌等の感染症情報等を確認します。

2) 医療体制の強化

- ① 村内医療機関における継続的な感染症研修や人材確保状況等を把握するなど感染症防止対策への協力及び情報共有連携します。
- ② 保健所と連携協力しクラスター対応をします。

3) 物資・資源の備蓄と流通体制

- ① マスク、ガウン、手指消毒薬などの備蓄と定期的な更新をします。

4) 村民への啓発

- ① 正確な情報提供、危機発生時の広報手段（ホームページ、LINE、防災無線）の構築、普段からの健康教育（手洗い、咳エチケット、衛生用品の備蓄等の啓発）を行います。

5) 学校・企業・地域での連携体制

- ① 学校・職場での感染症対策マニュアルの策定及びオンライン授業の導入。

6) 基本的人権の尊重

- ① 新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては適切な情報を発信し、感染者、感染者の家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見、差別等防止を啓発します。

7) 村民生活及び社会活動への影響の軽減

- ① 各種村民生活（税、生活困窮、ゴミ、日常の困り感、病気等）に関係する担当課による電話及び窓口での相談体制を強化します。
- ② 新型インフルエンザ等まん延防止対策についての村の方針を公表します。
- ③ ICTを活用し、速やかなワクチン接種体制を構築し村民へ周知します。

8) 関係機関相互の連携協力の確保

- ① 村は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するために必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行います。

9) 社会福祉施設等との連絡協力

- ① 社会福祉施設等における感染対策等を把握するとともに、日頃より感染症発症等情報の共有及び相談しやすい体制を構築します。

(2) 感染症危機下の災害対応

- ① 感染危機下の自宅療養者等対応や避難所での感染症対策を行います。

(3) 記録の作成・保存

- ① 対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公開します。

4. 過去の状況と実績

(1) 令和元年度発生の新型コロナウイルス感染症まん延の状況

令和元年12月頃、中華人民共和国湖北省武漢市において、原因となる病原体が特定されていない肺炎の発生が複数報告され、新型コロナウイルス（COVID-19）による感染症であることが分かりました。その後、令和2年（2022年1月）には、国内初の陽性が確認されました。

国内においては空港等にて水際対策も講じられましたが、国内の複数地域において、感染経路が明らかではない感染者が飛散的に発生し、一部地域において小規模感染者クラスター（集団）が確認されるなど、感染者は増加しました。

こうした状況から、新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点から、国内では緊急事態措置として不要不急の外出自粛要請なども行われました。しかし、高齢者及び基礎疾患がある方などが感染し、死に至るケースも多く確認されました。さらに、感染者、その家族、医療従事者への差別問題や、小中学校、保育園等と休校休園による保護者の就労問題、そのほか、事業所の働き手不足、集会や会食の自粛などにより、生活困窮等の社会課題が深刻化しました。

さらに、感染拡大を防ぐために、①密閉、②密集、③密接場面への「三つの密」を回避する「新しい生活様式」が社会全体で実行されたところ、本村においても、他者との交流を避けられがちになり、近隣を往来する習慣等や各種伝統行事等の簡素化などが一気に進み、地域の希薄化等跡を残しました。

参考1 新型コロナワクチン接種に係る実績関係（抜粋）

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	備考
総人口（4/1）（人）		6751人	6885人	6978人	
接種対象	（基礎免疫2回、追加接種）	（高齢者等基礎疾患、追加接種）	（高齢者等基礎疾患、春・秋接種）	（補助金申請時点、65歳以上の人口）	R5.5.8(2023) 5類感染症へ
接種実績数（人）	のべ14416人	のべ6808人	のべ2941人	190人	村内及び広域化接種
予防接種費用実績額（円）	41,426,638円	19,971,952円	9,652,500円	1,577,000円	
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	備考
コールセンター等費用実績（予約システム）	予約業務：（株）電算支社 相談：役場（保健衛生課） 33,105,000円	予約業務：（株）電算支社 相談：役場（保健衛生課） 22,565,000円	予約業務：（株）電算支社 相談：役場（保健衛生課） 18,025,000円	直接予約 村内2か所医療機関 予防接種広域化登録医療機関	予約業務委託：（株）電算 本社：東京中央区 TEL：03-3572-5977 支社：熊本市中央区 TEL：096-373-0181
ワクチン接種及び感染蔓延防止関係費用実績	683,100円	561,000円	139,700円		接種券、郵送封筒印刷 委託：（株）城野印刷 096-286-3366
小児用集団接種会場設営	—	高森町・南阿蘇村共同実施（補助金申請は南阿蘇村）	—	—	RKKプランニング 096-351-3819
その他（消耗品、備品、通信費等）	2,462,997円	1,352,530円	687,067円		

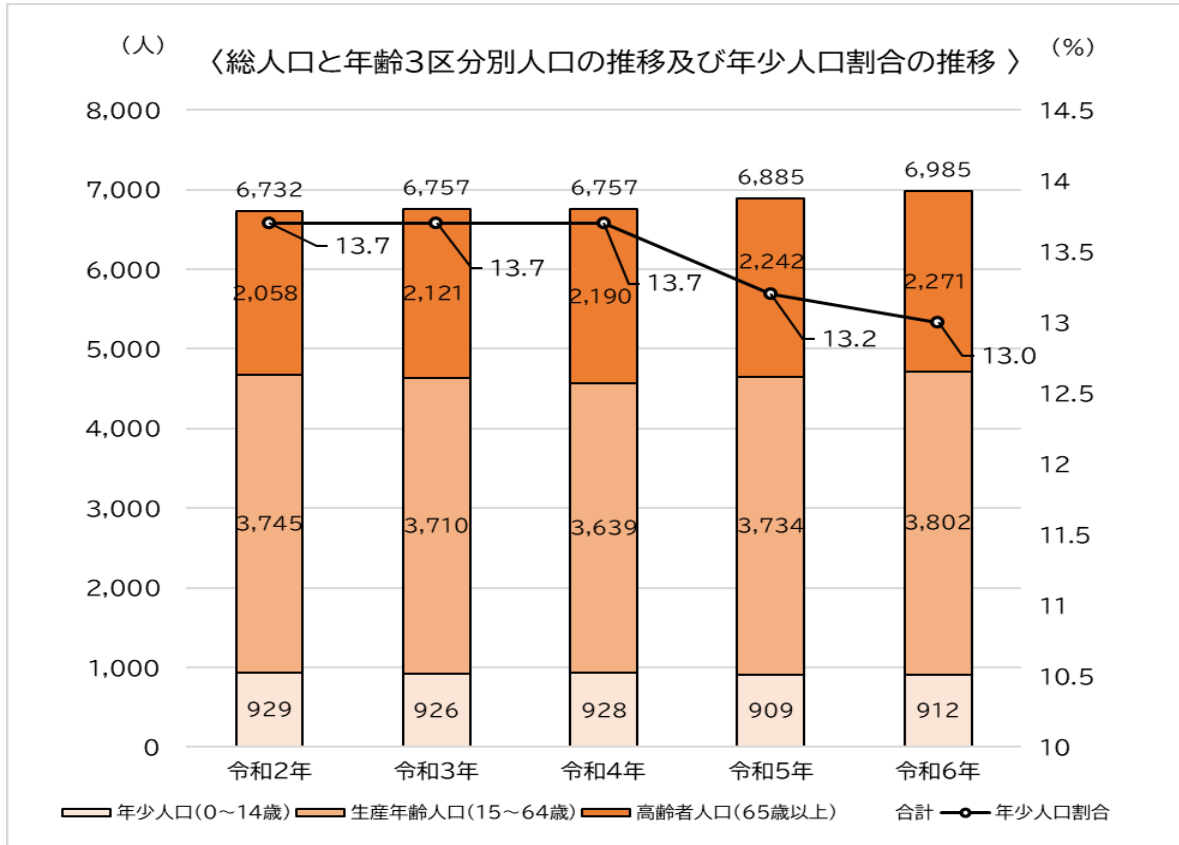
参考2 新型コロナの推移 | 変異株の特徴

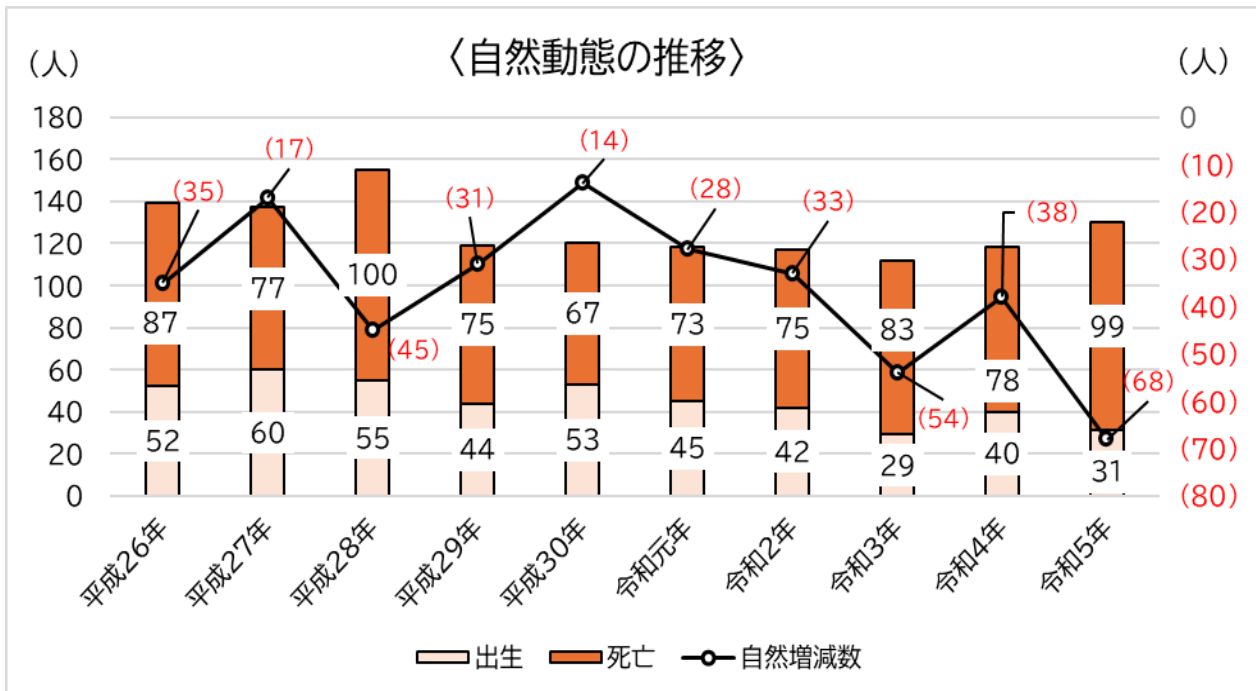
区分	新型コロナウイルス感染症*1		変異株			（参考） 季節性インフルエンザ*2
	第1波	第2波	第4波（アルファ株）	第5波（デルタ株）	第6波（オミクロン株（主としてBA2））	
特徴	中国・武漢経由の野生株と、欧州経由の欧州株に分離		2020年12月の入国者に確認され、徐々に拡大。2021年4～5月に関西を中心に大流行	2021年7月～8月に置き換わりが急速に進行。高齢者へのワクチン接種の進展に伴い、40～50代を中心に重症者が増加	感染力が強い 発症から重症化までの速度が速く（3日程度）	38℃以上の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛、全身倦怠（けんたい）感等の症状
感染者数*3	約1.7万人	約6.6万人	約27万人	約85万人	約612万人	約1,100万～1,500万人/年
感染力			感染性が従来株より高い	感染性、病原性が従来株より強い	感染性が従来株より強い	
致死率	全年齢層：6.0%*4 70歳以上 25.1% 50～69歳 2.8% 50歳未満 0.1%	全年齢層：4.7%*4 70歳以上 25.9% 50～69歳 3.1% 50歳未満 0.0%	全年齢層 1.16%*5 65歳以上 2.4%*6 65歳未満 0.029%*6	全年齢層 0.66%*5 65歳以上 1.8%*6 65歳未満 0.031%*6	全年齢層 0.19%*5 70歳以上 2.6% 40～69歳 0.05% 0～39歳 0.00%	全年齢層 0.02～0.03%*7 全年齢層 0.010%～0.052%*8
国内の状況	治療薬	対処療法		2021年7月、中等症～軽症者向けの中和抗体薬「ロナプリーブ注射薬」が特例承認	2021年12月、初の経口薬（飲み薬）抗ウイルス薬「モルヌピラビル」(MSD社)が特例承認	抗インフルエンザ薬（経口薬：タミフル、吸入薬：リレンザ等）
	ワクチン	なし	なし	2021年2月から高齢者の接種が開始	2021年7月末までに高齢者のワクチン接種完了を目指し接種促進。8月上旬1億回接種達成	3回目のワクチン接種率約60%

資料：三菱総合研究所

本村においては、出生数、死亡数は横ばい状態ですが、転入者が増加し、人口全体は増加傾向があります。令和5年、6年と増加しています。

高齢者の割合が30%を超えている本村においては、新型インフルエンザ感染症等がまん延すれば、健康や生命に影響を受ける者の割合が高くなることが考えられます。





6. 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら対策を迅速かつ的確に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する対策を支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有しています。

その上で、政府行動計画においては、国の役割として次の取組みが掲げられています。

- ① WHO 等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組めます。
- ② 新型インフルエンザ及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調整や研究の推進や新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努めます。
- ③ 上記の取り組みを通じ、有事におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進します。
- ④ 新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期（平時）に位置付けられた対策を着実するとともに定期的な訓練等により、対策の点検及び改善に努めます。
- ⑤ 新型インフルエンザ等対策閣僚会議及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進します。
- ⑥ 指定行政機関（特措法第2条第1項第5号）は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定します。
- ⑦ 有事に新型インフルエンザ等対策推進会議（特措法第18条第4項）等の意見を聴きつつ、政府対策部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進します。
- ⑧ 国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染症対策に関する基本的な情報の提供・共有を行います。

(2) 県の役割

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、国の基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関する的確な判断と対応を担います。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備します。

併せて、民間検査機関や医療機関等との検査措置協定や宿泊施設等との宿泊施設確保措置協定を平時に締結することにより、検査や宿泊療養等の対応について、計画的に準備を進め有事には迅速に体制を移行し、対策を実行します。

また、県は保健所設置市（熊本市）のほか、感染症指定医療機関等で構成する熊本県感染症対策連携協議会において、予防計画に基づく取組に関する協議を行います。

(3) 村の役割

村は、村民に最も近い行政単位であり、村民に対するワクチンの接種や生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要配慮者への支援に関し、国の基本的対処方針に基づき、的確な対策を実施します。対策の実施にあたっては、県や近隣市町村と緊密な連携を図ります。

(4) 村民の役割

- ① 村民は、新型インフルエンザ等の発生前は、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時に取るべき行動など、その対策に関する知識を得るとともに、平時からの健康管理に加え、個人での基本的な感染症対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い・うがい・人ごみを避ける等）を実践します。
- ② 村民は、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人でもマスク、消毒薬等の衛生用品、食料品・生活必需品等を備蓄します。
- ③ 新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など国・県・村が実施している対策等に関する情報を得て、感染拡大を抑えるため個人レベルでの対策を実施します。

Ⅱ 各論

新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、村民の生命及び健康を保護する」こと及び「村民生活及び村民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するため、村では7つの分野について示します。

第1 実施体制

1. 準備期

1-1 実践的な訓練の実施

村は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施します。

1-2 村行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① 村は村行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴きます。
- ② 村は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員確保、育成及び有事においても維持すべき業務の維持を図るため、業務継続計画を作成し対応できるよう変更します。
- ③ 村は、新型インフルエンザ等対策に携わる担当者においては、必要な研修を受講させるなど、有事に対応できるよう養成します。

1-3 国、県（保健所を含む）、近隣市町村等との連携の強化

- ① 国、県（保健所を含む）、近隣市町村等と相互連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施します。
- ② 村は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や感染症専門機関等の連携体制を構築します。

2. 初動期

2-1 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

村は、国、県が対策本部を設置した場合において、村民の健康被害の防止及び社会的機能の維持及び特措法に基づく新型インフルエンザ等の対策を迅速に講じるため、対策本部を設置することを検討するとともに、発生段階の進捗に応じ、必要な人員体制の強化が可能となるよう全庁的な対応を進めます。

2-2 西原村新型インフルエンザ等対策本部（村対策本部）

（1）構成

- ① 本部長：村長 副本部長：副村長、教育長
- ② 本部員：関係各課長
- ③ 事務局：保健衛生課

(2) 村対策本部の構成と役割

(2)-1 総務・情報班

構成：村長・副村長・教育長・総務課長・保健衛生課長及び担当者

役割：情報収集、県その他関係機関との協議、要請、対策本部の設置運営及び拡販の統括、各班の連絡調整、職員の感染・出勤状況の把握、住民・事業所・関係団体への情報提供、広報・報道機関対応。

(2)-2 村民支援班

① 保健・予防・まん延防止班

構成：保健衛生課、水道課、住民福祉課、議会事務局、教育委員会、保育所

役割：村民及び管理する施設での健康管理、健康増進支援、予防対策の実施（学校、保育所、高齢者施設等）、村内集客施設への予防対策の指導及び要請、事業所、団体等への予防対策の指導及び要請、感染者の把握、水の安定供給、ゴミの安全な処理に関すること。

② 医療・予防接種班

構成：保健衛生課

役割：新型インフルエンザ発生状況の確認、県、村内医療機関医師会、保健所との連絡調整、医薬品、貿易資機材の確保、住民予防接種の実施、予防接種・健康相談窓口。

③ 村民相談班

構成：保健衛生課、住民福祉課、水道課、税務課、教育委員会

役割：村民に対して、生活困窮、給付金手続き相談、ごみなど村民生活に係る相談、通学通園相談、状況に応じた節水・ごみの排出制限などの周知、火葬場等の火葬能力や協力体制の整備。

④ 要援護者支援班

構成：住民福祉課、保健衛生課

役割：要援護者の安否確認、在宅療養者への支援（食事、生活必需品提供、生活支援も含む）、福祉サービスの調整、要援護者施設への予防対策の指導及び要請。

(2)-3 物資班

構成：産業課、建設課、総合政策課、会計課

役割：物資調達、必要な物資を必要な時に必要な場所へ運搬。

(2)-4 各業務支援班

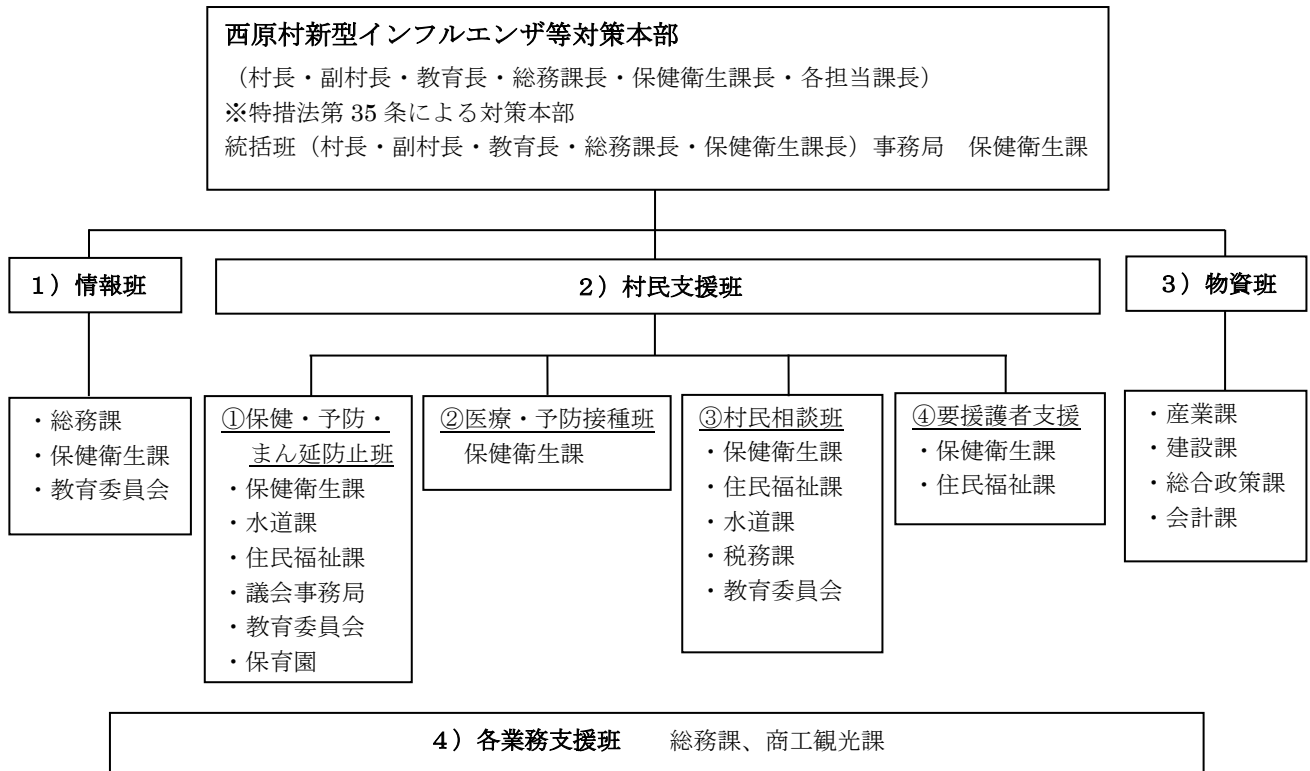
構成：総務課、総合政策課、商工観光課

役割：各業務のバックアップ支援

2-3 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

村は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じ、村単独事業における優先順位を検討するほか、地方債の発行を検討する等、新型インフルエンザ対策に要する経費について所要の準備をします。

西原村新型インフルエンザ等対策本部構成図



3. 対応期

3-1 実施体制維持

- ① 村は、新型インフルエンザ等のまん延により、大部分以上の事務を行うことができなくなったと認めるときは、県に対し特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請します。
- ② 村は、特定新型インフルエンザ等対策を実施するにあたり、必要があると認めるときには県及び近隣市町村に応援や協力を求めます。
- ③ 村は、対策に携わる職員の心身の影響を考慮し、必要な人員確保を行い休養の確保やメンタルヘルス支援など、必要な対策を講じます。

3-2 必要な財政措置

- ① 村は、必要な政策を実施するため、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じ地方債を発行するなど財源を確保します。

3-3 緊急事態宣言の手続き

- ① 村は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに村対策本部を設置します。村は、村の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行います。

3-4 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

- ① 村対策本部は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がなされたときは、遅滞なく村対策本部を廃止することとしますが、引き続き対策の実施のために必要があると判断した場合は、独自に対策本部を継続することを検討します。

第2 情報提供・共有・リスクコミュニケーション

1. 準備期

1-1 情報提供・共有について

- ① 村は、準備期から国、県から提供された新型インフルエンザ等対策に関する適切な情報を迅速かつ的確に村民に伝えるため、広報紙、村のホームページ、SNSを活用するとともに相談対応を強化するため、電話等での相談体制を整えます。
- ② 村は、平時から基本的な感染対策の換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、うがい、人ごみを避ける等を啓発するとともに感染症発生状況等の情報を提供・共有します。
- ③ 村は、感染者やその家族、所属機関、医療従事者に対する偏見・差別は許されることではないことや、このような偏見・差別により患者が受診を控え、感染の疑いがあっても登校、出勤等続けるなど病状の悪化や感染症防止の妨げになることなども啓発します。
- ④ 村は、県、医療機関、関係団体等を含め、相互に情報提供・共有を円滑に行うことができる連携体制の構築に努めます。

1-2 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

- ① 村は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する準備を進めます。

2. 初動期

- ① 村は、防災無線、広報、ホームページ、SNS等を活用し、子どもから高齢者、外国人等にも適切な情報を届けます。また、村民一人一人の感染防止活動が社会全体の感染防止対策に寄与すること等を啓発するとともに、冷静に対応するよう周知します。
- ② 村は、ホームページに新型インフルエンザのウェブサイトを持ち上げる際、国や関係機関等のサイトも一体的に閲覧できるよう配慮します。
- ③ 村は、準備期同様、関係機関、団体等を含め、相互に情報提供・共有を円滑に行うことができる連携体制を維持します。
- ④ 村は、相談体制（コールセンター設置等含む）を整備し、その際は、国が作成したQ&A等による情報提供・共有を行うとともに、質問の多い内容等については、新型インフルエンザのウェブサイト等にて啓発を行います。
- ⑤ 村は、準備期に引き続き、新型インフルエンザ感染に係る偏見・差別防止の啓発及び不確かな情報、偽・誤報、詐欺商法等拡散防止のため、繰り返し適切な情報を届けます。

3. 対応期

1-1 情報提供・共有について

- ① 村は、国・県と情報提供・共有等の連携を強めるとともに、村民にとって最も身近な行政主体

として、初動期に整備を行った情報提供体制、相談体制を強化します。

- ② 村は、身近で感染者が発生した場合を想定し、個人が特定されないよう慎重に配慮するとともに初動期から引き続き、新型インフルエンザ感染に係る偏見・差別防止の啓発及び不確かな情報、偽・誤報、詐欺商法等拡散防止のため、繰り返し適切な情報を届けます。
- ③ 村は、引き続き、[2. 初動期 ①] の情報提供・共有を行います。

1-2 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 村は、国からの要請に基づいたコールセンターを継続するとともにコールセンターの混雑を避けるため、音声ガイダンスやウェブサイト等を自動案内するなど相談体制を強化します。

第3 まん延防止

1. 準備期

(1) 村内での感染拡大防止対策

- ① 村内においては、村民、事業所、福祉施設等に健康管理の徹底、さらなる換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける等の基本的な感染症対策の普及を図ります。また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し支持を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図ります。

2. 初動期

- ① 村は、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備をします。
- ② 村は、高齢者等福祉施設における感染対策や、入所者、職員の感染による業務運営状況等の情報連携を行います。

第4 ワクチン

1. 準備期

(1) 実施体制

1-1 ワクチンの接種に必要な資材の確保

村は、以下の表を参考に、平時から予防接種に必要となる資材の確保等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備をします。

準 備 品	医 師 ・ 看 護 師 用 品
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿	<input type="checkbox"/> マスク
<input type="checkbox"/> トレイ	<input type="checkbox"/> 使い捨て手袋 (S/M/L)
<input type="checkbox"/> 体温計	<input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子
<input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器・針捨て容器	<input type="checkbox"/> 膿盆
<input type="checkbox"/> 手指消毒剤	<input type="checkbox"/> 聴診器
<input type="checkbox"/> 救急用品	<input type="checkbox"/> ペンライト

血圧計、静脈確保用品、輸液セット、生理食塩水、ア ドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤等	文 房 具
	□ペン（赤・黒）、日付印、スタンプ台、はさみ
	会 場 用 品
	□机、椅子、スクリーン、延長コード、冷蔵庫、ワクチン保管用冷蔵庫・冷凍庫、耐冷手袋

1-2 ワクチンの供給体制

村は、村民に必要なワクチンの数量を試算するとともに、ワクチンの保管拠点、ワクチンの安全な配送等村内医療機関と連携協力し配送体制を立てます。

1-3 実施体制の構築

村は、平時より、村内医療機関連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた臨時の新型インフルエンザワクチン接種に係る接種体制構築に取り組めます。

1-4 特定接種

- ① 村は、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる村職員等については、村を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ります。特に登録事業者のうち住民生活・社会経済安定分野の事業者については、接種体制の構築を登録要件とします。このため、村は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築します。
- ② 特定接種の対象となる職員については、村が対象者を把握し、厚生労働大臣に人数を報告します。

1-5 住民接種

- ① 村は、国、県、村内医療機関の協力を得ながら、希望する全村民が速やかに接種することができるよう準備期の段階から初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチンの円滑な接種が可能となるよう接種対象者、接種の優先順位、人員体制、接種会場の確保、接種に必要な資材等の確保、接種に係る村民への周知方法の策定、高齢者施設入所者等接種会場へ赴くことができない接種希望者への対応検討に努めます。

接種対象者の試算方法の考え方

項 目	住 民 接 種 対 象 者 試 算 方 法		
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計（1-6歳未満）	D	
乳児	人口統計（1歳未満）	E1	
乳児保護者	人口統計（1歳未満）×2	E2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小、中、高校生相当	人口統計（6-18歳未満）	F	
高齢者	人口統計（65歳未満）	G	

成人	人口統計の上記の人数を除いた人数	H	$A - (B + C + D + E1 + E2 + F + G) = H$
----	------------------	---	---

- ② 村は、特に村内医療機関と情報を密に共有し、村内医療機関や接種会場に応じた予約受入体制の構築に加え、受付、ワクチン接種、待合の導線等も考慮するとともに、安全にワクチン接種が行えるよう取組みます。
- ③ 村は、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進めます。また、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、村外における接種が可能となるよう取組みます。

1-6 情報提供・共有

村は、予防接種の実施主体として、国・県及び医師会等との連携のもと適切かつ効率的な予防接種実施、健康被害の救済及び村民への情報共有等を行います。

1-7 関係各課分野と連携

村は、庁舎内の保健、医療、介護、障がい、学校、保育、子育て等に関する担当課の情報共有、連携協力を図ります。

1-8 DXの推進

- ① 村は、予防接種対象者及び接種者の管理を行うため、必要なシステム改修を行いスムーズなワクチン接種遂行を推進します。
- ② 村は、デジタル化を推進し、スマートフォン、マイナンバーカードを活用した予防接種に係る村民負担の軽減を図ります。

2. 初動期

2-1 接種体制の構築

村は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保、接種体制の構築を行います。

2-2 ワクチン接種に必要な資材の確保

村は、本格的な予防接種開始に向け、必要資材を確保します。

2-3 特定接種

村は、接種体制を構築維持するため、村内医療機関の協力を得て医療従事者等の確保を図ります。

2-4 住民接種

- ① 村は、村内医療機関にワクチン接種体制に必要な人員等の確保状況を確認し、医師会等から協力を得て接種体制の構築及び維持を図ります。
- ② 村は、予防接種対象者試算表をもとに、計画的にワクチン接種が遂行できるよう資材の確保を行います。
- ③ 村は、コールセンターの予約システムの構築を図り、接種体制を強化するとともにワクチン接種方法の周知を広報、防災無線、ホームページ等にて行います。
- ④ 村は、高齢者等接種会場まで来場が困難な村民の交通支援を検討するほか、高齢者施設等入所者が施設内にて接種できるよう体制を構築します。

- ⑤ 村は、接種会場が不足する場合には、構造改善センターを接種会場として提案し、医療法に基づく診療所開所の許可・届出を行うほか、医師会等に協力を求め医療スタッフ等必要人員を算定のうえ確保します。また、当該接種会場において、ワクチン配送、予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等のデジタル対応のため、当該接種会場をシステム基盤に登録するなど必要な整備をします。
- ⑥ 村は、医療機関等と協議し、接種会場においてのワクチン接種に係る救急対応体制を構築するために必要な物品、薬剤等を確保します。
- ⑦ 村は、感染性産業廃棄物が運搬されるまでの保管場所を設け、当該廃棄物の保管場所である旨を掲示するほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の基準を遵守します。
- ⑧ 村は接種会場において、感染予防の順路、案内など工夫し、要配慮者を含むすべての被種者が安全かつ円滑にワクチン接種が行えるよう準備を行います。

3. 対応期

(1) ワクチンや必要な資材の供給

- ① 村は、ワクチン接種対象者試算及び予約状況により、ワクチン必要量、割当量の調整を行います。
- ② 村は、ワクチン供給に不足や過剰が生じる恐れがある場合、県に報告し、支援を求めます。

(2) 接種体制

村は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行います。

(2)-1 特定接種

国が、発生した新型インフルエンザ等の関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、村は、国と連携し、国が定めたワクチン接種運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる職員に対し、集団的な接種を基本として、本院に同意を得て特定接種を行います。

(2)-2 住民接種

- ① 村は、準備期及び初動期において構築した接種体制に基づき接種を進めます。
- ② 村は、接種希望者や接種の進行状況を村内医療機関と密に情報を連携し、状況に応じて接種の会場を増設し、その他必要資材の追加供給を行います。
- ③ 発熱等の症状を有している等の予防接種を行うことが不適切な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、および接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、村は、接種会場における感染対策を図ります。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に対する情報提供をより慎重に行います。
- ④ 村は、高齢者等の接種会場に赴くことができない接種希望者においては、送迎等の支援を行います。
- ⑤ 村は、高齢者施設入所者については、施設代表者等と協議を行い、入所者に負担の少ない接種体制を構築します。

(3) 接種に関する情報登録・提供・共有

- ① 村は、入力フォーム等の予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し接種に関する情報提供・共有を行います。
- ② 村は、予防接種のアプリ等を活用し、接種勧奨、接種券の発行を行うとともに、紙ベースでの接種券発行も対応します。
- ③ 村は、接種会場や接種開始日等接種に係る情報を SNS、防災無線、チラシ等の区長配布に加え、質問事項が多い項目については、ガイダンスや特設ホームページ等にて案内します。

(4) 接種記録の管理

国、県及び村は、関係市町村間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が該当摂取に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行います。

(5) 健康被害救済

村は、予防接種の実施主体として、予防接種法に基づく予防接種により、健康被害が生じた場合（住所地以外での接種及び接種時本村の住民票を有していたものを含む）、予防接種被接種救済制度に則り、制度の周知、相談対応、申請受付、審査結果に応じて給付、事務等を行います。

(6) 情報提供・共有

- ① 村は、ワクチンの概要、予防接種を受ける方法、優先接種、申込方法、申込先、接種場（会場）、接種場（会場）の所在地、連絡先、相談窓口その他必要事項を村民に周知します。
- ② 村は、国・県等の情報をもとに、まん延しているウイルスについて、潜伏期間、症状、対処、予防方法などを村民に提供します。

(7) 特定接種に係る対応

村は、具体的な接種の進捗やワクチンの情報等について、国、県から示される情報、コールセンター等の連絡先、接種に必要な情報を提供します。

(8) 住民接種に係る対応

- ① 村は、予防接種の実施主体として、村民からの基本的な相談に応じます。
- ② 村は、特措法第 27 条の 2 第 1 項に基づく、住民接種開始にあたって、地域の情勢として、新型コロナウイルスに対する不安感が強く、ワクチン需要が高いが、供給量が限られ、しかも新たなワクチンに対する情報が交錯しているおそれを推察し実施します。
- ③ 村は、広報、区長配布チラシを活用し、村民へワクチン接種の目的、優先順位の趣旨、国・県等から示されるワクチン情報を提供します。

第 5 保健

対応期

- ① 村は、県が実施する健康観察に協力します。
- ② 村は、県から該当患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルス

オキシメーター等の物品の支給に協力します。

- ③ 村は、村民に睡眠、栄養、運動などの健康維持推進を奨励します。

第6 物資

準備期

(1) 感染症対策物資等の備蓄等

- ① 村は、村行動計画に基づき、その事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに定期的に確認します。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができます。
- ② 村は、阿蘇広域行政事務組合消防本部が行う、感染者（疑い）の搬送に際し、感染者（疑い）に接触する可能性が高い救急隊員等の個人防護具の備蓄費用を負担割合に応じ負担します。

第7 住民の生活及び地域経済の安定確保

1. 準備期

(1) 情報共有体制の整備

村は、新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、関係機関との連携や庁舎内関係各課での連携を図るため、必要となる情報共有体制を整備します。

(2) 支援の実施に係る仕組みの整備

村は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続きや支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行います。高齢者やデジタル機器に不慣れな方々や外国人等も含め支援が行き届くよう留意します。

(3) 物資及び資材の備蓄

- ① 村は、村行動計画に基づき、感染症対策物資、その所要事務用品のほか、食料品、生活関連物資等については、災害時食料品等備蓄担当課及び関係各課と協力し備蓄します。
- ② 村は、村民及びそんな事業所に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品、生活必需品等の備蓄を行うことを奨励します。

(4) 生活支援を要する者への支援等準備

村は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における要配慮者（高齢者、障がい者等）への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県、村内各種支援事業所と連携し要配慮者の把握と具体的支援の手順等協議をします。

(5) 火葬体制の構築

村は、戸籍事務担当課を窓口とし、関係市町村と連携し火葬体制の調整を行います。

2. 初動期（村対策本部）

遺体の火葬安置

村は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起きた場合

に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保の準備を行います。

3. 対応期

(1) 住民の生活の安定の確保を対象とした対応

(1) -1 心身の影響に関する施策

村は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じる心身への影響を考慮し、自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者フレイル予防、子どもの発達・発育に関する影響への対応等を講じます。

(1) -2 生活支援を要する者への支援

村は、国からの要請を受けて、要配慮者（高齢者、障がい者等）へ見回り、介護、訪問診療、食事の提供等生活の支援、搬送、死亡時の対応等を行います。

(1) -3 教育及び学びの継続に関する支援

村は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ教育及び学びの継続に関する支援を行います。

(1) -4 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 村は、住民の生活及び地域経済の安定のため、物価の安定及び生活関連物資等の安定供給を図るため、関係業界団体に協力や便乗値上げ防止要請を行います。
- ② 村は、生活関連物資等の需給・価格動向において、村民と情報共有するとともに必要に応じ、相談窓口等を設置します。
- ③ 村は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じる恐れがあるときは、村行動計画に基づき、適切な措置を講じます。
- ④ 村は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買い占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講じます。

(1) -5 埋葬・火葬の特例等

- ① 村は、埋葬・火葬において、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の人員増等の支援等を行い可能な限り火葬炉を稼働させます。
- ② 村は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めます。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとします。
- ③ 村は、県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町村に対して広域火葬の応援・協力を行います。
- ④ 村は、県を通じて国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保します。
- ⑤ あわせて村は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保します。
- ⑥ 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、村は、臨時遺体安

置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努めます。

- ⑦ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、村は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続きを行います。

(2) 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

- ① 村は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延防止に関する措置による事業者の経営及び生活への影響を緩和し、村民の生活、地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するため財政上の必要な措置を公平性にも留意し、効果的に講じます。
- ② 水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である村は、新型インフルエンザ等緊急事態において、村行動計画に基づき、水を安定かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。

<p>西原町新型インフルエンザ等対策本部条例 平成25年3月29日 条例第10号 (平成25年4月13日施行)</p>	<p>平成25年3月29日 条例第10号</p>
<p>条項目次 沿革 体系情報 第7編 厚生/第4章 衛生/第1節 保健衛生 沿革情報 ◆平成25年3月29日 条例第10号</p>	<p>○西原町新型インフルエンザ等対策本部条例 (趣旨) 第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「法」という。)第37条において準用する法第26条の規定に基づき、西原町新型インフルエンザ等対策本部に關し必要な事項を定めるものとする。 (組織) 第2条 新型インフルエンザ等対策本部長(以下「本部長」という。) 第3条 新型インフルエンザ等対策本部長(以下「本部長」という。) 第4条 新型インフルエンザ等対策本部に本部長、副本部長及び本部員を置くことができる。 第5条 班長の職務は、町の職員のうちから、町長が任命する。 (会議) 第3条 本部長は、新型インフルエンザ等対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、新型インフルエンザ等対策本部の会議(以下この条において「会議」という。)を招集する。 第2条 本部長は法第35条第4項の規定により、国の職員その他市町村の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。 (班) 第4条 本部長は、必要と認めるときは、新型インフルエンザ等対策本部に班を置くことができる。 第2条 班に属すべき本部員は本部長が指名する。 第3条 班に班長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。 第4条 班長は、班の事務を掌理する。 (委任) 第5条 この条例に定めるもののほか、新型インフルエンザ等対策本部に關し必要な事項は、本部長が定める。 附 則 この条例は、公布の日又は法の施行の日のいずれか遅い日から施行する。</p>